





項目 都道府県名	輸送用機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	716	*6	H16.12.1
北海道	5,684	711	*7	H12.12.1
秋田	-	703		H16.12.30
山形	-	707		H16.12.25
福島	-	710		H16.12.1
栃木	-	747		H16.12.31
群馬	-	744	建設機械を含む	H16.12.20
埼玉	-	794		H16.12.1
東京	-	787		H16.12.31
神奈川県	-	799	建設機械を含む	H16.12.19
富山	-	769		H16.3.7
石川	-	777		H16.12.31
山梨	-	760		H16.12.1
岐阜	-	775	自動車・同附属品	H16.12.21
岐阜	-	832	航空機・同附属品	H16.12.21
静岡	-	773	一般機械器具を含む	H16.12.11
愛知	-	803	建設機械を含む	H16.12.16
三重	-	777	建設機械を含む	H16.12.15
滋賀	-	775		H16.12.18
京都	-	794	建設機械を含む	H16.12.22
大阪	-	792		H16.12.9
兵庫	-	831		H16.12.1
島根	-	715		H16.12.21
岡山	-	740	自動車・同附属品	H16.12.10
岡山	-	764	船舶製造・修理業, 船用機関	H16.12.10
広島	-	739	自動車・同附属品	H16.12.16
広島	-	776	船舶製造・修理業, 船用機関	H16.12.16
山口	-	733		H16.12.15
香川	-	766		H16.12.15
愛媛	-	764		H16.12.25
福岡	-	750		H16.12.10
長崎	-	741		H16.12.26
熊本	-	714		H16.12.20
大分	-	712		H16.12.25

項目 都道府県名	精密機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
岩手	-	664		H17.1.9
山形	5,070	634	電気機器を含む	H8.1.10
福島	-	704		H16.12.1
茨城	-	736		H16.12.31
栃木	-	746	電気機器を含む	H16.12.31
埼玉	-	788		H16.12.1
千葉	-	767		H16.12.25
愛知	-	752		H16.12.16
滋賀	-	763		H16.12.18
兵庫	-	764		H16.12.1

項目 都道府県名	新聞・出版業関係			発効日
	日額	時間額		
東京	-	785		H16.12.31
沖縄	-	688		H16.12.5





# 最低賃金適用除外許可の状況の推移

事項	年	平成13年		平成14年		平成15年	
		申請件数	許可件数 人員	申請件数	許可件数 人員	申請件数	許可件数 人員
最低賃金法第8条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	3,379	(件) 3,301 (人) 3,307	3,442	(件) 3,404 (人) 3,408	3,454	(件) 3,324 (人) 3,324
	身体障害により著しく労働能力の低い者	312	331	189	184	277	268
最低賃金法第8条第2号	試の使用期間中の者	2	2	2	1	1	1
最低賃金法第8条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	92	92	48	47	34	32
第8条第4号	所定労働時間の特に短い者	10	10	10	10	0	0
	軽易な業務に従事する者	9	11	5	3	11	10
	断続的な労働に従事する者	34	34	166	93	1,327	1,311
計		3,838	3,781	3,862	3,742	5,104	4,946
			3,799		4,053		5,871

平成16年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果について

事項	区分	監督実施 事業場数	法第5条違反事業場数 ( )内は監督実施事業場数に対する違反率			最低賃金 未満の 労働者 が監督 実施事 業場の 全労働 者数に しめる 比率 (%)	
			計	地域別最 低賃金の みの適用 事業場で 地域別最 低賃金違 反があつた もの	産業別最 低賃金適 用事業場 で産業別 最低賃金 違反があ つたもの (地域別最 低賃金違 反が併せ てあつた ものを 含む)		産業別最 低賃金適 用事業場 で地域別 最低賃金 のみに違 反があつた もの(注)
合計		12,337	678 (5.5)	532 (4.3)	126 (1.0)	20 (0.2)	1.3
地域別最賃のみ適用事業場		10,147	532 (5.2)	532 (5.2)	-	-	1.2
新産業別最賃適用事業場		2,190	146 (6.7)	-	126 (5.8)	20 (0.9)	1.5
	食料品・飲料製造業関係	16	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	繊維工業関係	46	4 (8.7)	-	4 (8.7)	0 (0.0)	0.5
	木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	パルプ・紙・紙加工製造業関係	1	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	出版・印刷・同関連産業関係	35	2 (5.7)	-	2 (5.7)	0 (0.0)	0.6
	窯業・土石製品製造業関係	10	2 (20.0)	-	2 (20.0)	0 (0.0)	2.6
	鉄鋼業関係	12	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	非鉄金属製造業関係	8	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	金属製品製造業関係	53	3 (5.7)	-	3 (5.7)	0 (0.0)	1.1
	一般機械器具製造業関係	321	12 (3.7)	-	12 (3.7)	0 (0.0)	0.8
	電気機械器具製造業関係	1,179	85 (7.2)	-	69 (5.9)	16 (1.4)	1.7
	輸送用機械器具製造業関係	265	19 (7.2)	-	18 (6.8)	1 (0.4)	1.6
	精密機械器具製造業関係	54	4 (7.4)	-	2 (3.7)	2 (3.7)	2.5
	各種商品小売業関係	67	5 (7.5)	-	5 (7.5)	0 (0.0)	0.8
	自動車小売業関係	89	4 (4.5)	-	4 (4.5)	0 (0.0)	0.5
	その他	33	6 (18.2)	-	5 (15.2)	1 (3.0)	2.9

(注)年齢、業務等の適用除外者について、地域別最低賃金違反があつたもの

# 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移（平成7～16年、全国計）

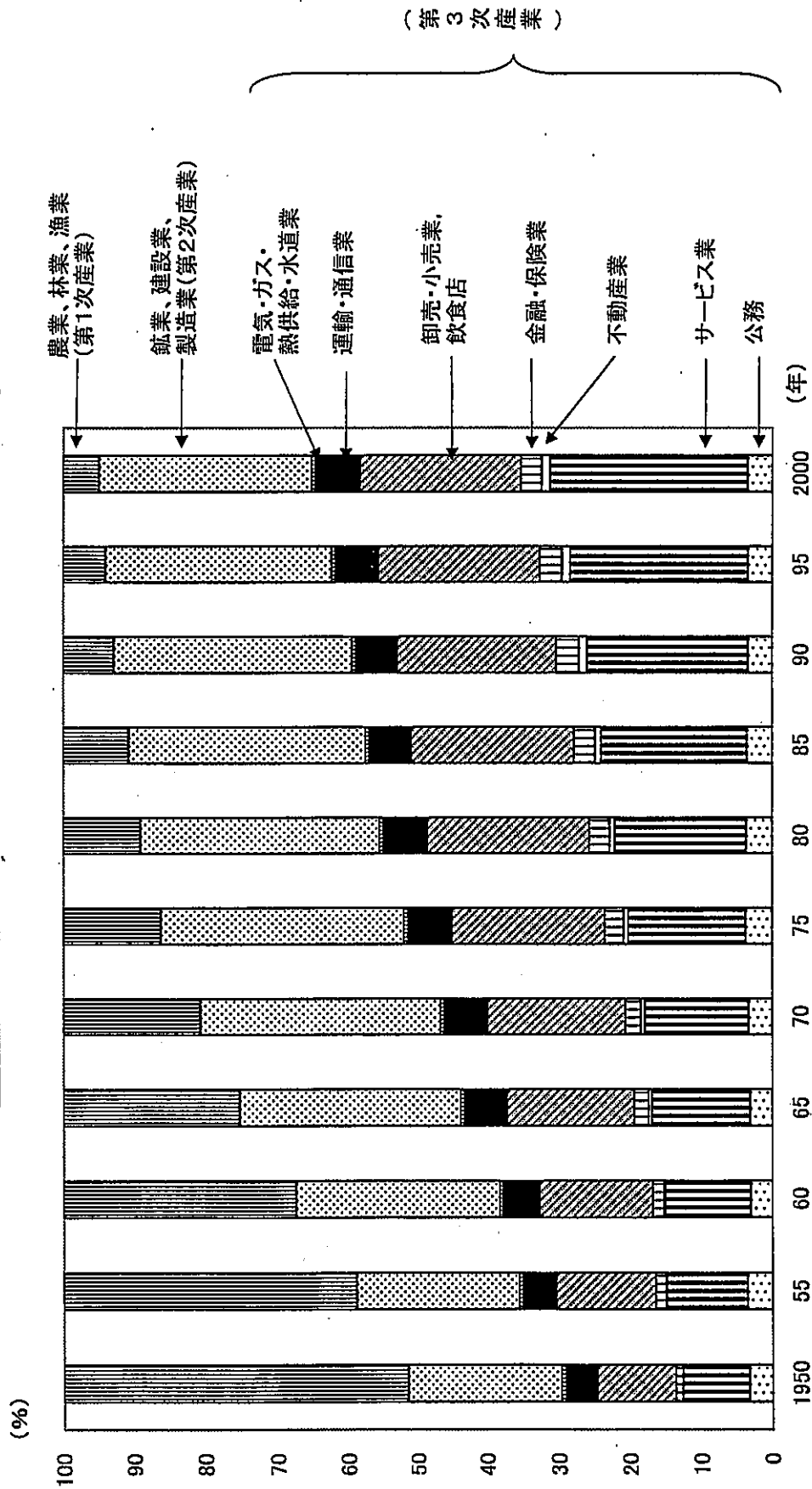
事項別 年	法違反の状況			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第5条違反 事業場数	違反率 (%)	監督実施事業場 の労働者数	最低賃金未満 労働者数	最低賃金 未満労働 者数の比 率 (%)
7	18,068	1,843	10.2	299,275	6,126	2.0
8	16,940	1,682	9.9	265,217	5,531	2.1
9	15,499	1,578	10.2	269,758	5,750	2.1
10	17,068	1,771	10.4	306,847	6,504	2.1
11	15,869	1,580	10.0	257,801	5,743	2.2
12	15,295	1,447	9.5	229,893	5,248	2.3
13	14,688	1,363	9.3	230,519	5,213	2.3
14	14,016	1,283	9.2	204,208	4,363	2.1
15	13,080	860	6.6	197,402	2,723	1.4
16	12,337	678	5.5	178,757	2,321	1.3

(注) 各年とも1～12月の間の結果である。





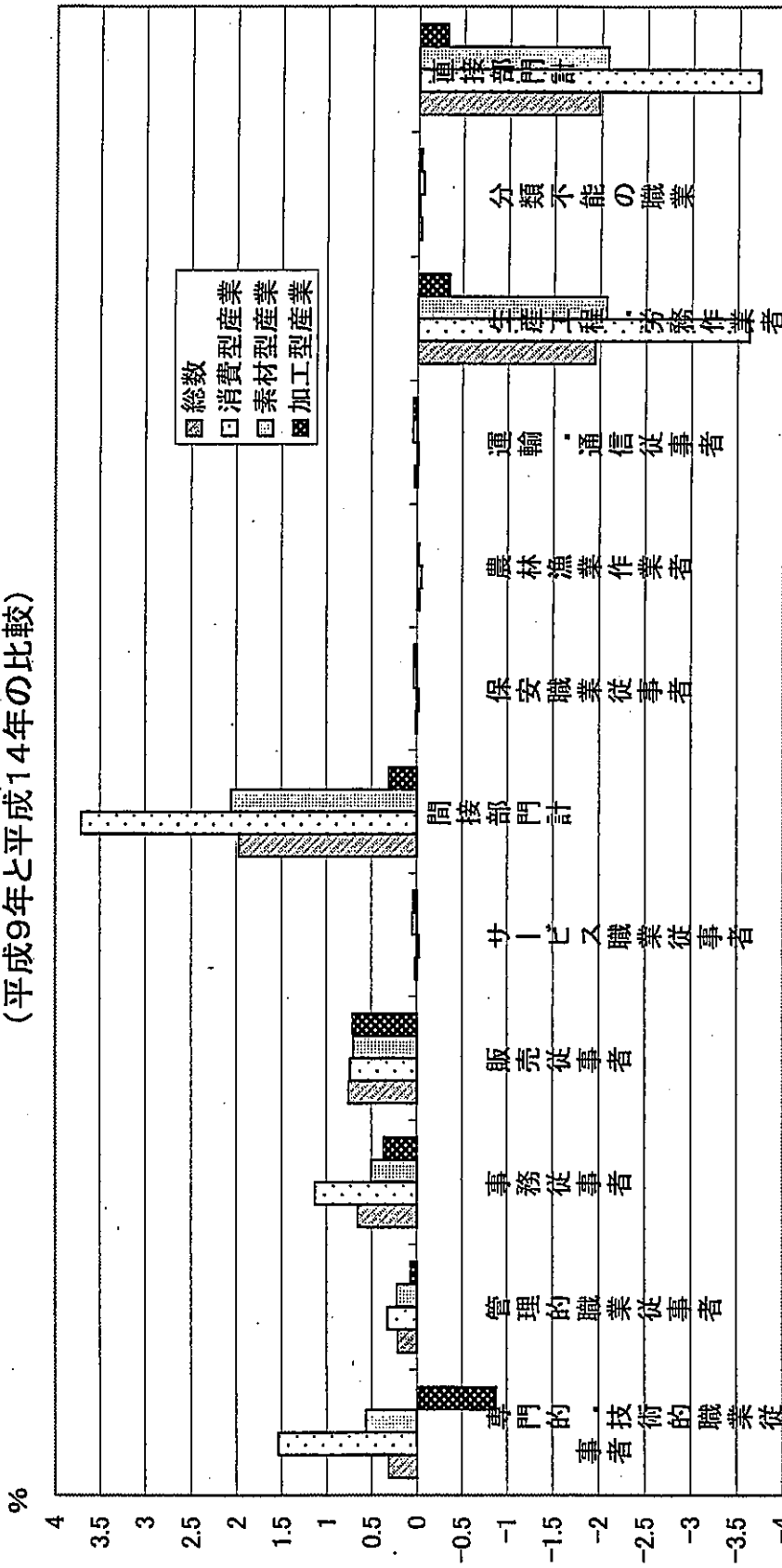
# 就業者数に占める産業別構成割合の推移



資料出所 総務省統計局「国勢調査」

# 製造業の部門別就業構造の変化

(平成9年と平成14年の比較)



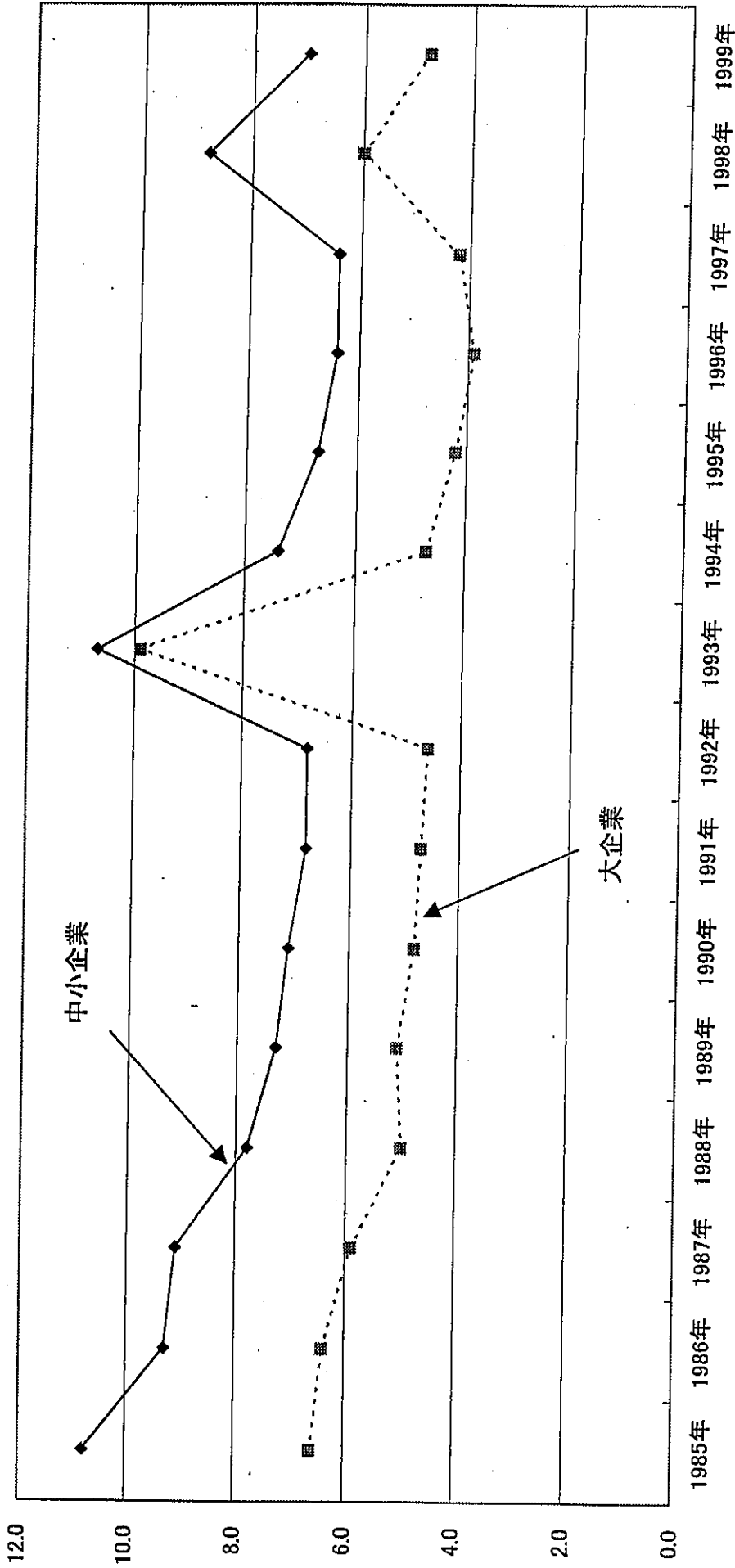
(注) 1. グラフは、平成9年と平成14年の就業者の構成比の差を示したもの。

2. 素材型産業とは、パルプ・紙・紙加工品工業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品工業、鉄工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、消費型産業とは、素材型産業、加工型(機械)産業以外の製造業である。

(資料) 総務省統計局「就業構造基本調査」

# 規模別業種転換割合

(%)



出所：中小企業白書2002年版

(注) 1. 経済産業省「工業統計表」を再編加工したものである。

2. 従業員3人以下の企業は含まない。

3. 中小企業とは従業員数300人以下の企業を指す。

4. 業種転換率＝各年度において業種転換を行った事業所数／年度初における事業所数

5. 業種転換率は日本標準産業分類ベースで見ている。

6. 1993年度に日本標準産業分類の改訂が行われているため、特異値となっている。